

第23回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月15日(金) 午前9時30分から午前10時15分

2 開催場所 光市役所 3階 大会議室1・2号

3 出席委員(20人)

農業委員

1番	田村	尚利
2番	河村	晴夫
3番	出穂	真奈美
4番	小林	勉
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
3番	末岡	博
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
7番	小田	博
8番	秋山	孝
10番	西村	隆裕

4 欠席委員(2人)

農地利用最適化推進委員

6番	城	俊治
9番	森本	鉄之

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 太田 隆一

農地係長 松原 耕二

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第23回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員8名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、2番、河村晴夫委員、3番、出穂真奈美委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは、議案第1号に入ります前に、小林委員につきましては、本件事案が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による「議事参与の制限」の関係があるため、一時退席をお願いします。

(小林委員退席)

議長

それでは議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

総会議案の1ページをご覧ください。

それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、1件です。

別紙位置図、および参考資料も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、ご説明申し上げます。

今回の申請は農地の親から子への贈与で、申請農地は大字三井地区内にあり、三島出張所の北西約1kmから1.5kmの範囲に位置する13筆で、地目及び面積は、田が11筆23,069㎡、畑が2筆1,782㎡です。

申請理由ですが、当該農地は、従前より譲受人が譲渡人と共同して、水

稲栽培を行ってきました。この度、譲渡人の高齢化に伴う農地の継承を行うため申請があったものです。

続きまして、農地法第3条第2項に規定されています農地の権利移動の制限についてですが、第2項については第1号から7号まで規定されておりまして、農地の権利を取得する側において、これをすべてクリアしていなければ許可できないこととされています。

それでは、各号について検討した結果について順を追って説明いたします。

参考資料をご覧ください。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてです。

耕作目的での権利取得でない場合や取得後に対象農地全体を効率的に活用すると認められない場合は不許可となりますが、今回贈与される農地は、譲受人の住居から近距離、約500mの範囲内にあり、申請書に添付された農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、譲り受けた農地全てを効率的に耕作可能と認められ、問題ないと考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」です。

農地所有適格法人以外の法人による権利取得の場合は不許可となりますが、本件は個人の権利取得であり問題ありません。

続いて第3号の「信託要件」についてです。

権利を取得した後の目的を農業に特定しない信託の形式により権利が取得される場合は不許可となりますが、信託ではないので問題はありません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてです。

農作業に常時従事、原則年間150日以上しない場合は不許可となりますが、提出された営農計画書から、譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」です。

権利取得後の経営面積の合計が、30アール未満の場合は不許可となりますが、譲受人は現時点で本市の下限面積要件である30アール、3,000㎡以上の農地を耕作しており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」です。

所有権以外の権限で耕作する者が、その土地を転貸又は質入れする場合は不許可となりますが、今回は譲受人本人が全て耕作予定であるため転貸には該当しません。

続いて第7号の「地域調和要件」です。

譲り受け後の耕作事業の内容、農地の位置や規模からみて農地の集団化、農作業効率化、その他周辺地域における農地の効率的かつ総合的利用の確保に支障がある場合は不許可となりますが、提出された営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に定める許可に必要な要件をすべて満たしており、許可要件について問題ないと考えます。

なお、この件につきましては 小田博委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 小田委員、補足説明をお願いします。

推7番 特に問題ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
ここで小林委員に入場していただきます。

(小林委員入場、着席)

議長 小林委員に報告します。
議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定

に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書をご覧ください。

新規が12件、19筆で面積は28,280㎡、更新が35件、64筆で面積は108,146㎡、合計は47件、83筆で面積が136,426㎡です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。

事務局 続きまして、報告事項の第1号、第2号を一括して説明申し上げます。報告事項第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、6件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

次に、報告事項第2号「非農地証明について」です。

証明願の件数は1件でした。

内容については記載のとおりです。

地区担当の委員さんほか2名の委員さんと、事務局1名による現地調査

の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、非農地証明を交付しました。

事務局からの説明は以上です。

議長 只今の報告第1号及び第2号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第23回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和4年4月15日開催の第23回光市農業委員会総会の議事録である。

令和4年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____